

2025年5月28日

三木プーリ株式会社
品質保証部 部長
曾根 紀男

該非判定書

該非判定結果は、2025年5月28日施行の法令に基づいて判定しています。
お客様にて該非判定結果ならびに「仕向地」「客観要件／用途と需要者」「インフォーム要件」などの確認を行い
リスト規制、キャッチオール規制および米国再輸出規制の観点から許可申請が必要か否かの判断をお願いいたします。

記

製品名 (シリーズ／モデル／型式)	該非判定結果		
	輸出貿易管理令別表第1 または外国為替令別表		米国再輸出規制 (EAR判定)
	第1～15の項	第16の項	
インバータ／V7モデル			
V7-01＊	非該当 【判定理由項番】 「第2の項(8)」	該当	対象外
V7-02＊			
V7-04＊			
V7-07＊			
V7-15＊			
V7-22＊			
V7-37＊			

【判定結果説明】

1.「輸出貿易管理令別表第1」または「外国為替令別表」の第1～15の項

- ◇「対象外」…規制対象に記載がないもの。
- ◇「非該当」…規制対象に記載はあるが、目的や仕様が該当していないもの。判定理由の項番を記載します。
- ◇「該当」…規制対象に記載があり、なおかつ目的や仕様が該当しているもの。判定理由の項番を記載します。

2.「輸出貿易管理令別表第1」または「外国為替令別表」の第16の項

- ◇「対象外」…第16の項に記載された関税定率法別表の分類への対象とならないもの。
 - ◇「該当」…第16の項に記載された関税定率法別表の分類への対象となるもの。
- ※なおキャッチオール規制に該当するか否かは別の判断となります。

3.「米国再輸出規制(EAR判定)」

- ◇「対象外」…米国原産品を含まないもの。
- ◇「EAR99」…米国原産品を含むが、輸出規制リスト(CCL)に記載がないもの。
- ◇「ECCN番号記載」…米国原産品を含み、なおかつ輸出規制リストに記載があるもの。この場合は輸出規制品目分類番号(ECCN)を記載します。